

相模原市公園施設長寿命化計画（改定版）



令和8年3月
相 模 原 市

目 次

1 公園施設長寿命化計画の概要	1
1-1 計画の目的	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 計画期間と計画対象公園	2
1-4 公園施設長寿命化の考え方	2
1-5 計画の構成と手順	3
2 予備調査	4
2-1 調査対象公園施設	4
2-2 公園施設の管理類型	6
2-3 健全度調査票の作成	7
3 健全度調査と健全度・緊急度判定	11
3-1 健全度調査の概要	11
3-2 健全度判定	13
3-3 緊急度判定	17
4 公園施設長寿命化計画	19
4-1 計画の基本方針	19
4-2 公園施設の長寿命化対策	19
4-3 計画対象施設と想定事業費	25
4-4 想定事業費の平準化と年次計画	25
4-5 公園施設の長寿命化対策による効果.....	26
4-6 公園施設長寿命化計画の見直しについて.....	26
4-7 公園施設の再編や新技術の活用による維持管理費の縮減効果.....	26
5 用語の解説	29

1 公園施設長寿命化計画の概要

1-1 計画の目的

本市が管理している公園等は、令和7年度末時点で624公園であり、そのうち都市公園法に基づき供用している都市公園は606公園、約214haに達していますが、設置から30年以上経過したものが7割近くを占め、10年後には9割を超える見込みとなっています。また、遊具に関しても、市内の都市公園には2,337基が設置されていますが、設置から20年以上経過したものが5割以上となっています。

このような状況の中、財政上の理由などにより適切な維持補修又は更新が困難となり、公園施設の利用禁止、撤去といった事態につながるなど、公園施設の老朽化は、安全で快適な利用を確保するという都市公園本来の機能の発揮に関わる根幹的な問題となっています。

本市ではこうした状況を踏まえるとともに、国土交通省が平成24年4月に、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」を作成したことを受け、本市が管理する公園施設について、老朽化に対する安全性の確保や機能の維持、維持管理に係る予算の縮減や平準化を目的として、平成28年3月に、相模原市公園施設長寿命化計画を策定しました。

なお、本計画は、当初計画の策定から10年が経過することを受け、また、国土交通省が令和7年4月に「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（以下「国の指針（案）」という。）を改定したことを踏まえ、令和8年3月に一部見直しを行いました。

1-2 計画の位置付け

本計画は、「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～」、「第2次相模原市みどりの基本計画・生物多様性戦略」及び「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方（公共施設等総合管理計画）」に基づき、今後の公園の管理運営に係る考え方である「相模原市パークマネジメントプラン」の個別計画として、公園施設の長寿命化対策の基本方針と実施内容を定めるものです。

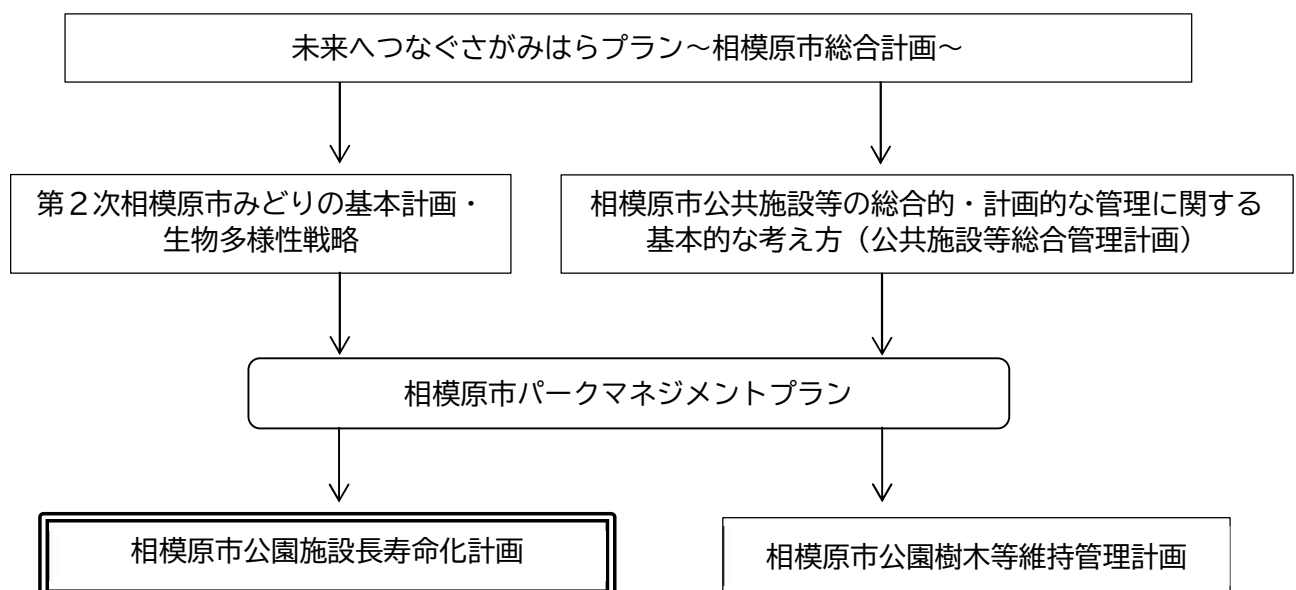


図1-1 公園施設長寿命化計画の位置付け

1-3 計画期間と計画対象公園

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、「令和8年度から令和17年度までの10年間」です。

(2) 計画対象公園

本計画では、本市が管理している公園等（都市公園法による供用を行っていない公園等を含む。以下同じ。）のうち都市緑地を除く624公園を対象としています。なお、令和8年度以降に供用を開始する公園等については、計画期間内での更新の必要性は低いことから、今後、計画の見直しを行う際に必要に応じて対象にすることとします。

表1-1 計画対象公園

令和8年3月時点

公園種別	公園数	公園名
街区公園	572 (572)	村富公園、矢部公園、相生公園、富士見公園、栄公園、山見公園、月見公園、長久保第1公園、てるて公園、氷川公園 等
近隣公園	12 (12)	橋本公園、内出公園、原宿公園、小山公園、緑が丘2丁目公園、しおだテクノパイル公園、相模大野中央公園、当麻山公園、下溝古山公園、相模台公園、林間公園、深堀中央公園
地区公園	2 (2)	鹿沼公園、古淵鵜野森公園
総合公園	4 (4)	相模湖林間公園、相模原麻溝公園、相模原北公園、津久井又野公園
運動公園	3 (3)	淵野辺公園、横山公園、相模原スポーツ・レクリエーションパーク
風致公園	2 (2)	相模川自然の村公園、道保川公園
歴史公園	3 (3)	史跡田名向原遺跡公園、史跡勝坂遺跡公園、勝坂歴史公園
緑道	7 (6)	千代田緑道、みどりのみち、さがみの仲よし小道、相模緑道緑地、八瀬川緑道、城山水源のこみち、横浜水道道緑道※
広場公園	1 (1)	古淵西公園
墓園	2 (1)	峰山霊園、柴胡が原霊園※
その他※	16 (0)	中沢公園、湖月荘跡地、ユートピア公園、ねんざか公園 等※
計	624 (606)	

注：※は都市公園法による供用を行っていない公園

注：カッコ内の値は、都市公園法による供用をしている公園

1-4 公園施設長寿命化の考え方

公園施設は、設置後の時間経過とともに劣化が進行して健全度が低下し、機能や美観価値の低下が見られるようになり、やがては利用を禁止し、そして施設の撤去又は更新というプロセスをたどります。

施設の撤去・更新には多額の費用を要しますが、日常的な維持管理だけでなく、長寿命化対策としての計画的な補修を行って施設の延命化を図り、更新時期を遅らせることにより計画期間における更新すべき施設を減少させ、維持管理費を低減させることができます。

下図は、こうした公園施設長寿命化の考え方を示したものです。

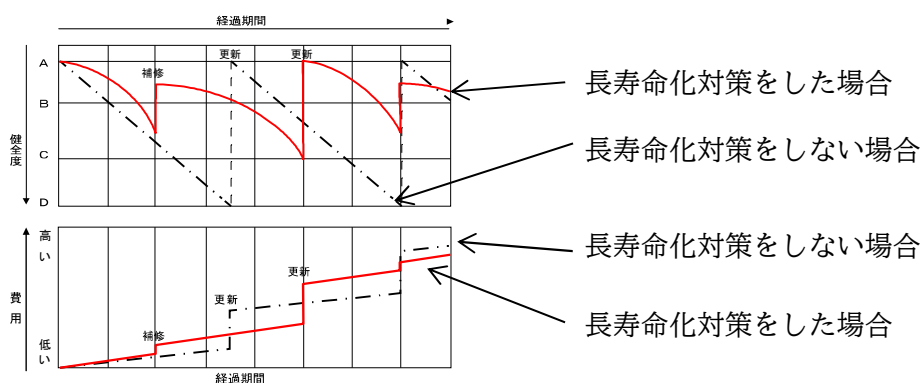


図1-2 公園施設長寿命化の考え方

1-5 計画の構成と手順

本計画は、次のような内容で構成されています。

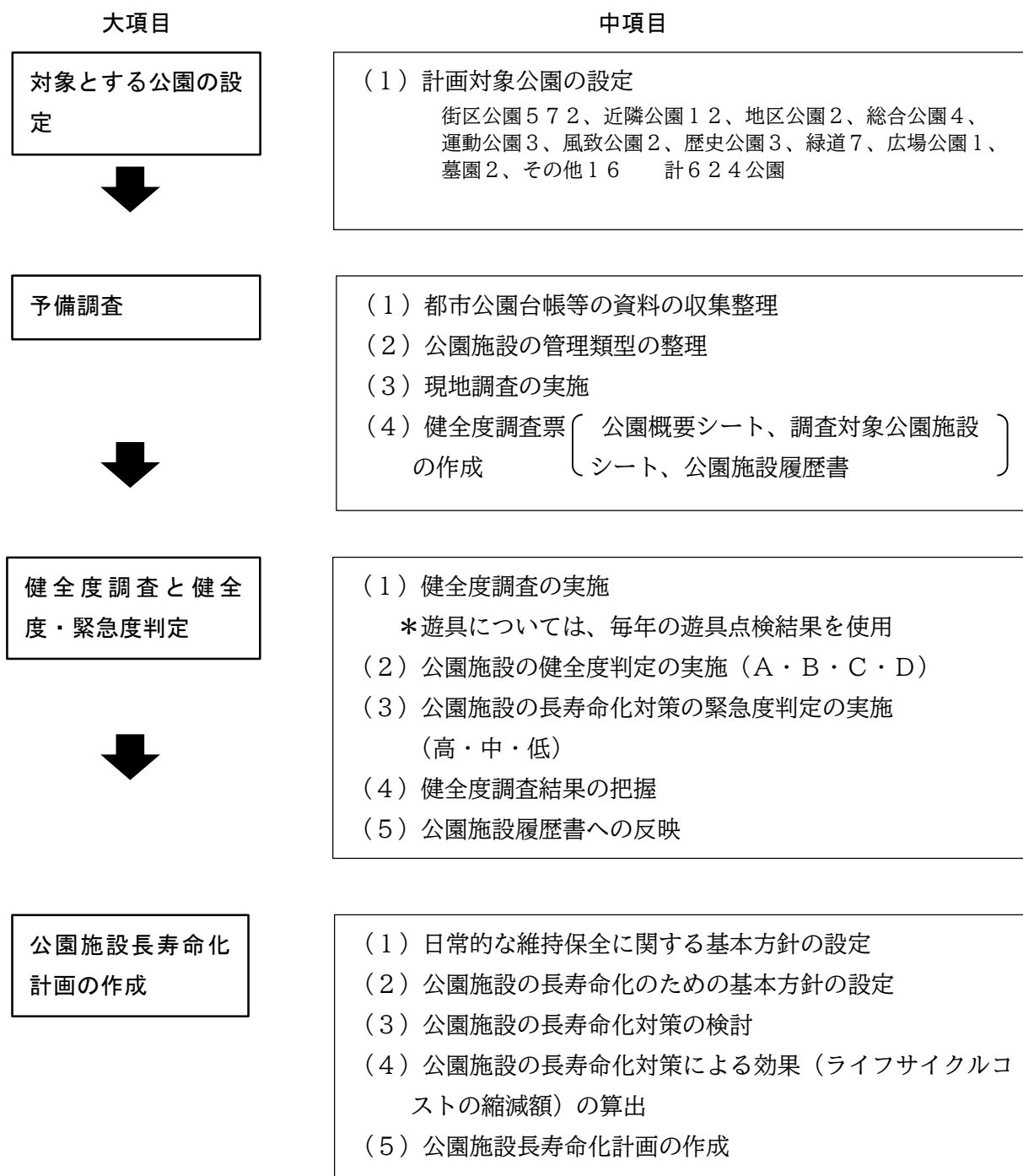


図 1-3 公園施設長寿命化計画の構成と手順

2 予備調査

2-1 調査対象公園施設

本計画では、都市公園台帳等の基礎データから、計画対象公園内に設置されている公園施設を抽出し、ここから健全度の把握が困難な埋設施設や他部署が管理する施設を除く、表2-1に示す24,451施設を調査対象施設として設定しています。なお、表2-2の調査対象外施設は、「公共施設の保全・利活用基本指針」により公共建築物として、本計画とは別に長寿命化や適切な維持管理を図っていく施設です。

表2-1 調査対象公園施設の種別調査対象施設数

種類	主な施設	施設数	構成 (%)
園路広場	園路、広場、階段、傾斜路、橋※	2,668	10.9
修景施設	池、水路、流れ※、噴水、花壇、トレリス、日陰だな、彫像、オブジェ、モニュメント、石組	328	1.3
休養施設	休養所（四阿・パーゴラ・シェルター）、ベンチ、スツール、野外卓 ^{あずまや}	3,854	15.8
遊戯施設	ブランコ、すべり台、鉄棒、ジャングルジム、複合遊具、砂場、健康器具、バネ遊具、ラダー、シーソー 等	2,337	9.5
運動施設※	テニスポスト、サッカーゴール、グラウンド、バックネット、テニス場、軟式野球場、スポーツ広場 等	15	0.1
教養施設	遺跡、古墳、記念碑、野鳥観察デッキ	46	0.2
便益施設	駐車場、駐輪場、手洗い場、足洗い場、水飲場、時計台、便所	652	2.7
管理施設	案内板、制札版、掲示板、注意板、園名石、柵、扉、手すり、門、園内灯、分電盤、管理事務所※、倉庫※、設備類 等	14,550	59.5
その他	展望塔	1	0.0
計		24,451	100.0

表 2-2 調査対象外とした主な公園施設

公園名	調査対象外施設
鹿沼公園	野球場、テニス場
横山公園	陸上競技場、野球場、総合水泳場、テニス場、人工芝グラウンド
相模台公園	野球場、テニス場
林間公園	東林ふれあいセンター
緑が丘 2 丁目公園	スポーツ広場
下溝古山公園	スポーツ広場
深堀中央公園	スポーツ広場
相模原麻溝公園	競技場、第 2 競技場、グラウンド、スポーツ広場
内出公園	スポーツ広場
淵野辺公園	相模原球場、ひばり球場、銀河アリーナ、テニス場
相模原北公園	北総合体育館、スポーツ広場
相模川自然の村公園	古民家園
小山公園	ニュースポーツ広場、スポーツ広場
津久井又野公園	テニス場、多目的グラウンド
相模湖林間公園	野球場、テニス場、ゲートボール場
古淵鵜野森公園	屋外プール
史跡田名向原遺跡公園	旧石器時代学習館
相模原スポーツ・レクリエーションパーク	軟式野球場、サッカー場

2-2 公園施設の管理類型

本計画では、公園施設を「予防保全型管理施設」、「事後保全型管理施設」に分類し、それぞれに適した管理を行うこととしています。

管理類型の考え方と本計画での管理類型別の調査対象施設は、次のとおりです。

表 2-3 管理類型の考え方

【予防保全型管理施設】

劣化や損傷を未然に防止しながら、計画的に機能の維持を図る施設

劣化や損傷を未然に防止するため、日常的な維持保全（点検、軽微な修繕、消耗材の交換）に加え、定期的な健全度調査を行うとともに、必要となる計画的な補修・更新を行う施設。遊具については、事故防止を最優先とするため、全て予防保全型管理施設に分類します。

なお、耐用年数を超過している施設については、安全性を鑑みて補修による長寿命化は行わず更新します。

（例）

- ・遊具、四阿^{あずまや}等の休養施設
- ・管理事務所や便所等の建築物
- ・全長 10 m 以上の橋梁及び高さ 2 m 以上の擁壁等の土木構造物

【事後保全型管理施設】

機能の低下や損傷が確認された段階で、修繕又は更新を行う施設

日常的な維持保全や定期点検を実施した結果、劣化や損傷が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で撤去・更新を行う施設であって、予防保全型管理施設以外の調査対象施設がこれに該当します。

なお、耐用年数を超過した施設については、日常的な維持保全と点検を行い、必要に応じて適宜修繕を実施することでできるだけ長く供用します。

（例）舗装、ベンチ、メッシュフェンス、車止め、水飲場等

表 2-4 管理類型ごとの調査対象施設

管理類型	主な施設名	施設数
予防保全型管理施設	・遊具、四阿^{あずまや}等の休養施設 ・管理事務所や便所等の建築物 ・全長 10 m 以上の橋梁及び高さ 2 m 以上の擁壁等の土木構造物	2, 648
事後保全型管理施設	・舗装、ベンチ、メッシュフェンス、車止め、水飲場等	21, 803
計		24, 451

2-3 健全度調査票の作成

予備調査では、公園台帳のデータ整理や現地調査を行い、計画対象公園ごとに「公園概要シート 1. 公園概要」・「公園概要シート 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設」・「公園施設写真台帳」並びに「公園施設履歴書」からなる健全度調査票を作成し、各公園施設の劣化状況を把握する健全度調査に使用します。

(1) 「公園概要シート」

1) 公園概要

計画対象公園ごとの公園名称、所在地、沿革の概要、敷地面積、建ぺい率、占用物件、公園の位置等を整理しています（図2-1参照）。

2) 公園施設及び健全度の調査対象施設

各調査対象公園内に設置されている公園施設及び占用物件の具体的施設名称、数量、構造、管理類型、健全度等を一覧表にまとめています。施設の写真とその劣化状況についての写真を記載しています（図2-2参照）。

なお、事後保全型管理施設については、備考欄に簡易判定という形で判定とその劣化状況について記載しています。

(2) 「公園施設写真台帳」

各調査対象公園内に設置されている公園施設及び占用物件の具体的施設名称、管理番号、図面番号、全景写真、劣化状況写真について一覧表形式で整理しています（図2-3参照）。

(3) 「公園施設履歴書」

予備調査で予防保全型管理に分類した施設については、施設の部位や部材に応じて詳細な健全度調査を実施し、その結果を公園施設履歴書として施設毎に整理しています（図3-1参照）。なお、健全度調査については「3 健全度調査と健全度・緊急度判定」を参照してください。

1. 公園概要

公園概要			
① 名称	鹿沼公園(001)	② 所在地	鹿沼台2丁目15番
③ 設置年月日	昭和45年4月1日	④ 沿革の概要	供用開始日 昭和45年4月1日 昭和14年に神奈川県施行による相模原都市建設土地区画整理事業によって確保された公園。S32.3.23に都決、S43.3.30に事業認可を取得し、整備を行った。その後、S45.2.6に都決、S45.2.27事業認可で区域を拡大(3.85ha→4.9ha)し、児童交通公園等を整備し、S48.4.1に全面開園した。
⑤	敷地総面積	4.90ha	
	土地所有者	相模原市	
	所有者別面積	48,497.0m ²	
	公園管理者の有する権原	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1 参照)		噴水、休養所、遊具、時計台、管理事務所、便所、体験学習施設
⑦	建ぺい率 (建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		0.76%
	建ぺい率 (都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		0.36%
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		—
⑨	主要な占用物件について(※2 参照)		— —神奈川環境緑地・防災公園事業 相模原市(危機管理課)、防災行政用無線放送機 相模原市(緊急対策課)、下水道水車点 相模原市(下水道施設課)、第2種電柱・支線・柱脚 東京電力(株)神奈川支店相模原支社、公共電話所 東日本電信電話(株)東京支店、自動販売機 相模原市身体障害者連合会 等
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積 ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した既設の地下占用物件の占用面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占用の期間の初日及び末日

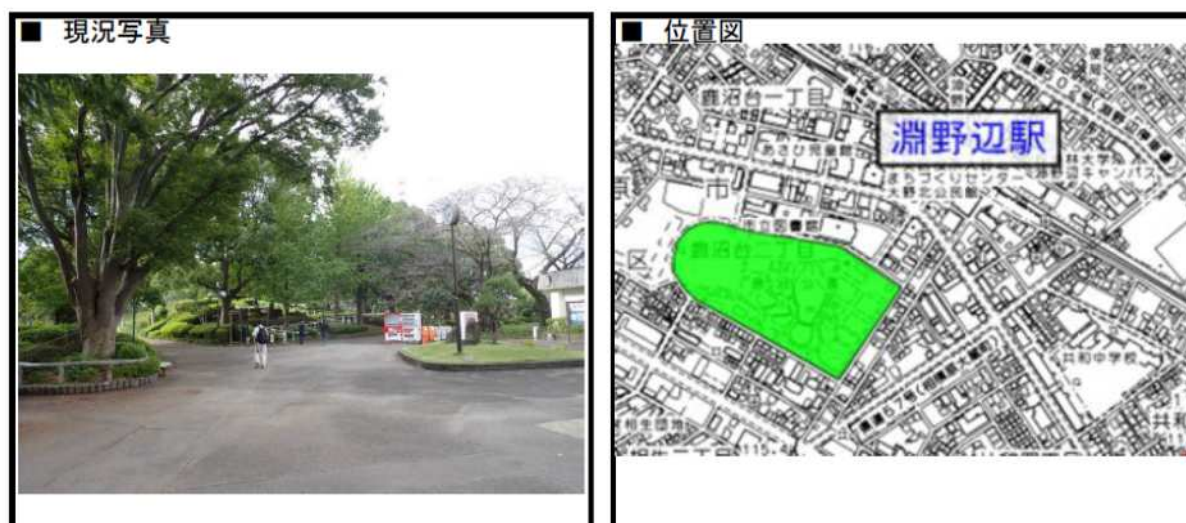


図2-1 公園概要シート 1. 公園概要の例

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設

No.	管理番号	図面番号	公園施設 種類	具体的 施設名称	数量	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	001ENR0001	001-園-ア-005	a. 園路広場	アスファルト舗装	784㎡	アスファルト	×	健全度:A
2	001ENR0002	001-園-ア-003	a. 園路広場	アスファルト舗装	3,437㎡	アスファルト	×	健全度:B ヒビ、陥没、不陸、 破損
3	001ENR0003	001-園-ア-002	a. 園路広場	アスファルト舗装	65㎡	アスファルト	×	健全度:B ヒビ
4	001ENR0004	001-園-ア-001	a. 園路広場	アスファルト舗装	7,050㎡	アスファルト	×	健全度:A
5	001ENR0005	001-園-ア-004	a. 園路広場	アスファルト舗装	518㎡	アスファルト	×	健全度:B ヒビ
6	001ENR0006	001-園-砂-002	a. 園路広場	砂舗装	391㎡	砂	×	健全度:A
7	001ENR0007	001-園-砂-003	a. 園路広場	砂舗装	979㎡	砂	×	健全度:A
8	001ENR0008	001-園-砂-004	a. 園路広場	砂舗装	2,129㎡	砂	×	健全度:A
9	001ENR0009	001-園-砂-001	a. 園路広場	砂舗装	7,600㎡	砂	×	健全度:A
10	001ENR0010	001-園-砂-005	a. 園路広場	砂舗装	4,351㎡	砂	×	健全度:A
11	001ENR0011	001-園-平-004	a. 園路広場	平板舗装	153㎡	コンクリート	×	健全度:B 不陸
12	001ENR0012	001-園-平-006	a. 園路広場	平板舗装	103㎡	コンクリート	×	健全度:B 不陸
13	001ENR0013	001-園-平-005	a. 園路広場	平板舗装	205㎡	コンクリート	×	健全度:B 不陸
14	001ENR0014	001-園-平-002	a. 園路広場	平板舗装	1,286㎡	コンクリート	×	健全度:B 不陸
15	001ENR0015	001-園-平-003	a. 園路広場	平板舗装	128㎡	コンクリート	×	健全度:B ヒビ
16	001ENR0016	001-園-平-001	a. 園路広場	平板舗装	2,490㎡	コンクリート	×	健全度:A
17	001ENR0017	001-園-階-011	a. 園路広場	階段	8段	その他金属	×	健全度:B さび
18	001ENR0018	001-園-階-003	a. 園路広場	階段	1箇所	コンクリート	×	健全度:A
19	001ENR0019	001-園-階-006	a. 園路広場	階段	3段	コンクリート	×	健全度:A
20	001ENR0020	001-園-階-005	a. 園路広場	階段	1箇所	コンクリート	×	健全度:B 破損
21	001ENR0021	001-園-階-004	a. 園路広場	階段	1箇所	コンクリート	×	健全度:B 破損
22	001ENR0022	001-園-階-002	a. 園路広場	階段	1箇所	コンクリート	×	健全度:A
23	001ENR0023	001-園-階-001	a. 園路広場	階段	1箇所	コンクリート	×	健全度:B 破損、ズレ
24	001ENR0024	001-園-階-007	a. 園路広場	階段	8段	コンクリート	×	健全度:A
25	001ENR0025	001-園-階-008	a. 園路広場	階段	4段	コンクリート	×	健全度:A
26	001ENR0026	001-園-階-009	a. 園路広場	階段	4段	コンクリート	×	健全度:A
27	001ENR0027	001-園-階-010	a. 園路広場	階段	5段	コンクリート	×	健全度:A
28	001ENR0028	001-園-橋-002	a. 園路広場	橋	1基	コンクリート	×	健全度:B ヒビ、破損
29	001ENR0029	001-園-橋-001	a. 園路広場	公園橋	1基	コンクリート	×	健全度:C 露筋、破損、白華、 剥離、
30	001ENR0030	001-園-ス-001	a. 園路広場	スロープ	17㎡		×	健全度:A
31	001SYU0001	001-修-花-005	b. 修景施設	花壇	1基	石材	×	健全度:B ヒビ
32	001SYU0002	001-修-花-001	b. 修景施設	花壇	1基	石材	×	健全度:B ヒビ
33	001SYU0003	001-修-花-002	b. 修景施設	花壇	1基	石材	×	健全度:B ヒビ、破損

図2-2 公園概要シート 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設シートの例

3. 公園施設写真台帳

公園名		鹿沼公園(001)	調査年月日	令和7年10月6日
NO	公園施設 種類	具体的 施設名称	全景写真	劣化状況
1	a. 園路広場	アスファルト舗装 (001ENR0001) 【001-園-ア-005】		
2	a. 園路広場	アスファルト舗装 (001ENR0002) 【001-園-ア-003】		
3	a. 園路広場	アスファルト舗装 (001ENR0003) 【001-園-ア-002】		
4	a. 園路広場	アスファルト舗装 (001ENR0004) 【001-園-ア-001】		
5	a. 園路広場	アスファルト舗装 (001ENR0005) 【001-園-ア-004】		
6	a. 園路広場	砂舗装 (001ENR0006) 【001-園-砂-002】		

図 2 - 3 公園施設写真台帳の例

3 健全度調査と健全度・緊急度判定

3-1 健全度調査の概要

(1) 健全度調査の対象公園施設

計画対象公園における公園施設の全体的な劣化の状況を把握するため、遊戯施設は令和6年度に健全度調査を実施しました。また、予防保全型管理とした遊戯施設以外のパーゴラ、シェルターなどの一般施設や、トイレなどの建築物等については、令和7年に健全度調査を実施しました。

この健全度調査結果に基づき、健全度・緊急度判定を行っています。

なお、予備調査の結果で予防保全型管理施設は2,648施設と整理していますが、一部点検実施後に撤去・更新された施設等を除き、健全度判定は、2,641施設を対象に行っています。

(2) 健全度調査の方法

健全度調査は、予備調査時に作成した健全度調査票のうち「公園施設履歴書」に沿って、各公園施設の点検項目の状況をチェックすることにより、劣化状況を把握しています。

点検調査の方法は、後述の表3-2に示す専門技術者による「目視による確認」を基本としていますが、必要に応じて触診、打診等により行います。

遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）（令和6年6月）国土交通省都市局・公園緑地・景観課」及び「遊具の安全に関する規準：JPFA-SP:2024(社)日本公園施設業協会」に基づく遊具点検調査を実施し、劣化や危険性（ハザードの有無）の状況を把握しています。

表3-1 事故の要因となるハザードのレベル

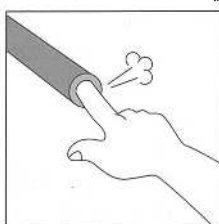
ハザードレベル 0:	傷害をもたらす物的ハザードがない状態
ハザードレベル 1:	軽度の傷害をもたらすハザードがある状態
ハザードレベル 2:	重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態
ハザードレベル 3:	生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態

ハザードレベル1の例



つまづき、引っかかる
おそれがある

ハザードレベル2の例



指を挟み込む隙間がある

ハザードレベル3の例



頭部または首を挟み込む
ような隙間がある

(遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2024 (令和5年4月 一般社団法人日本公園施設業協会) より抜粋)

(3) 健全度調査の体制

健全度調査に当たっては、調査実施者が表3-2の資格又は同等以上の知識や経験を有する専門技術者を配置し、技術士(建設部門)が調査全体を総括する体制により、実施しています。

表3-2 健全度調査における公園施設ごとの留意点と専門技術者

調査区分	健全度調査での留意点	専門技術者
一般施設等調査	目視等により、対象施設の全体及び主要部材について実施する。	○技術士(建築部門) ○造園施工管理技士(1・2級) ○土木施工管理技士(1・2級) ○登録ランドスケープアーキテクト(RLA) ○RCCM(造園) これら同等以上の知識や経験を有する者
遊具等調査	国の基準(都市公園における遊具の安全確保に関する指針)に基づく定期点検調査報告書を活用する。	○公園施設製品安全管理技士、公園施設製品整備技士 ○公園施設点検管理士、公園施設点検技士 これら同等以上の知識や経験を有する者
建築物等調査	目視等による点検に加え、建築基準法第12条第1項に基づいて実施される定期点検報告書等を活用する。	○建築士(1・2級) ○国土交通大臣が定める資格を有する者(建築基準適合判定資格者、特殊建築物調査員、建築設備等検査員)
土木構造物調査	構造物の種別ごとの既往マニュアル等を参照して実施する。	○土木施工管理技士(1・2級) ○技術士(鋼構造及びコンクリート) ○RCCM(鋼構造及びコンクリート) ○道路橋点検士 ○より専門的な知識を持った有資格者(コンクリート診断士、コンクリート構造診断士、土木鋼構造診断士) これら同等以上の知識や経験を有する者
各種設備等調査	定期点検保守を実施している設備については、その点検結果を活用する。	○給排水設備、非常用照明設備、排煙設備、換気設備、昇降設備、消防用設備等に必要な資格

(公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】国土交通省 より抜粋)

3-2 健全度判定

(1) 健全度判定の考え方

健全度判定は、健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、公園施設の補修又は更新の必要性について、総合的に判定を行います。公園施設の健全度判定は、下記の「A・B・C・D」の四段階評価とします。

なお、遊戯施設については、劣化や損傷だけでなく、遊具の安全基準に基づくハザードレベルを判定した結果も考慮して、健全度判定としています。

表3-3 健全度判定のランクと判定基準

公園施設の健全度	評価 ランク	判 定 基 準	対応方法
	A	・全体的に健全である。 ・緊急の補修・更新の必要はないため、日常の維持保全により管理するもの。	日常点検による経過観察
	B	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修・更新の必要はないが、維持保全による管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。	日常点検による経過観察
	C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修が必要なもの。	予防保全型管理施設は補修や更新を検討 事後保全型管理施設は必要に応じて修繕し、日常点検を強化
	D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながるおそれがあり、公園施設利用の禁止措置又は緊急な補修や更新が必要とされるもの。	使用禁止 撤去や更新を検討

(公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】国土交通省 より抜粋)

ランクA



全体的に健全な状態が維持されている

ランクC



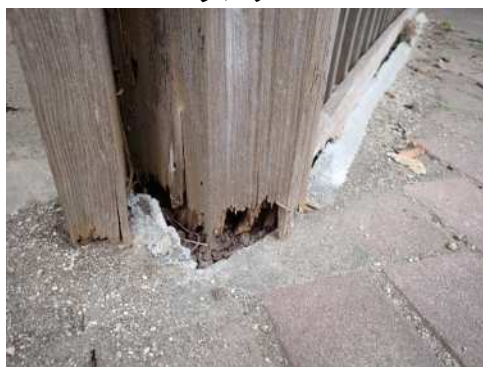
全体的に劣化が進行している

ランクB



部分的に劣化がみられる

ランクD



大きな破損があり、全体的に劣化が顕著である

写真3-1 健全度判定のランク別施設の状態

表 3-4 遊戯施設の健全度判定組み合わせ表

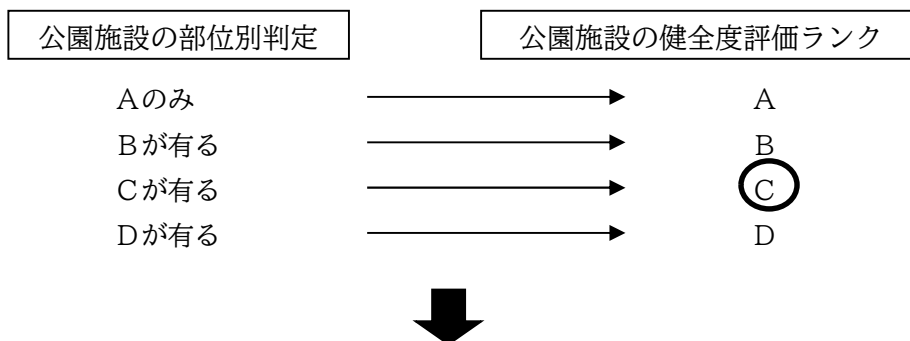
健全度判定		劣化判定			
		a	b	c	d
ハザードレベル	0（無し）	A	B	C	D
	1				
	2				
	3				

※組み合わせ表は、公園施設の定期点検に関する基準「JPFA-ID-S:2024」(令和7年6月 一般社団法人日本公園施設業協会)をもとに作成

施設の健全度判定では、対象施設の部位ごとに劣化度を把握するための点検項目を設定し、点検調査で確認した状況に基づいて部位別の劣化度判定を行い、その判定を各施設の総合的な健全度評価ランクに反映しています。

表 3-5 公園施設の健全度判定の考え方(四阿の場合)

部位	調査方法	点検項目	部位別判定
支柱	目視 打音 動揺	A 損傷なし B 摩耗やキズ、変形がある C 変形、損傷がある D 断面欠損・ぐらつきがある	B
梁・屋根	目視 打音 触診	A 損傷なし B 表面的な錆がある C 腐食が進行し損傷がある D 断面欠損がある	C
基礎	目視 動揺	A 損傷なし B 表面的な錆がある C 腐食が進行し損傷がある D 断面欠損・ぐらつきがある	C
その他 (付帯施設)	目視 打音 動揺	A 損傷なし B 表面的な錆がある C 腐食が進行し損傷がある D 断面欠損・ぐらつきがある	B



この場合、部位別の判定でCの項目があることから、公園施設の健全度評価はCとなります。

(2) 「公園施設履歴書」

調査対象公園施設シートに記載された各公園施設について、それぞれの主要部材、設置年月、経過年数、処分制限期間、健全度・緊急度、劣化の状況と診断、美観的状況、移動等円滑化基準への適合状況、施設の全体及び部位別写真等を示しています。

公園施設履歴書					
施設の基本情報					
No.					
公園名	鹿沼公園				
公園施設種類	h. 管理施設				
公園施設名	管理事務所				
具体的施設名称	管理事務所				
施設コード	001KAN0029				
資料番号 ^{※3}					
数量	1棟				
規模	—				
主要部材	簡易鉄骨造				
設置年月	1970年4月				
製造者、施工者					
処分制限期間	50年				
使用見込み期間(標準使用期間)	60年				
長寿命化計画における管理類型	予防保全型管理候補				
利用・管理状況と管理者の意向	—				撮影日: 2025年11月17日
基準適合状況					
遊具指針	—				
移動等円滑化基準	—				
健全度調査					
健全度 (A>B>C>D: Aが一番健全)		調査日	(第3回) 2025年11月17日		
健全度判定 (A・B・C・D)	B	指標考慮 ^{※1} (高・低)	—	緊急度判定 (高・中・低)	低
使用禁止の判定		利用禁止としない			
劣化状況					
部 位	構造部材			消耗部材	
建物外部	【外壁】鉄骨:錆/外壁:市木ひび割れ			【外装】外壁:サイディング割れ/外壁:苔	
屋上・屋根	特に問題なし			特に問題なし	
建物内部(事務室・会議室・倉庫)	特に問題なし			特に問題なし	
建物内部(便所)	特に問題なし			【建具等】便所入口枠:腐食 【仕上げ材等】便所床:シート浮き 【仕上げ材等】便所内壁:クロス浮き	
建物内部(エントランス)	特に問題なし			特に問題なし	
各種設備	特に問題なし			【その他】時計:錆 【空調設備】フード:変形	
美観状況					
床シート浮き、屎柢腐食等がやや美観を損ねている					
その他健全度判定における特記事項					
床シート浮き、屎柢腐食等が見られるので、修繕が望ましい					
安全点検の履歴					
点検履歴	年度・月	日常	定期	点検結果(特記事項)等	
	2019年11月		劣化	健全度:B 内壁のシート剥がれや軒裏の部分的な錆	
	2014年11月		劣化	健全度:A	
利用状況					

※1:指標考慮とは、緊急度を判定する際に考慮する指標として、使用者数が多い、歴史的な価値がある等の公園施設ごとの状況に応じて、公園管理者が任意設定する事項であり、特に優先度が高い場合、「高」とする
 ※2:公園利用者が利用する公園施設のみ記載する事項
 【遊具に関する事項】
 ※3:施設設置時に製造・施工者から提出された遊具の設計図面及び材料、標準使用期間、消耗部材の交換サイクル等に関する資料は、対応する遊具の種類・名称ごとに資料番号を付し、履歴書とともに一括して保管する。
 ※4:公園又は設置場所ごとに、遊具の位置図を添付する。

(公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】国土交通省 より抜粋)

図3-1 公園施設履歴書の例(1)

[illegible]

（公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】国土交通省 より抜粋）

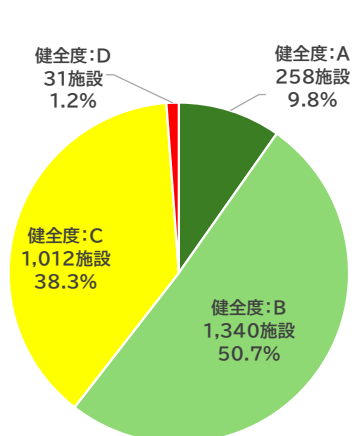
図3-2 公園施設履歴書の例（2）

(3) 健全度調査結果

令和8年3月時点の健全度評価別公園施設数と割合は、次のとおりです。

健全度Aが258施設（9.8%）、健全度Bが1,340施設（50.7%）、健全度Cが1,012施設（38.3%）、健全度Dが31施設（1.2%）で、健全度評価C・Dの施設が全体の約40%を占めています。

表3-6 健全度評価別の施設数と割合 令和8年3月時点



施設区分	A		B		C		D		合計
	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%	
一般施設C	41	17.4	127	53.8	66	28.0	2	0.8	236
遊具A	160	9.8	849	52.0	620	38.0	4	0.2	1,633
遊具B	37	8.7	227	53.4	146	34.4	15	3.5	425
遊具C	2	2.8	24	33.3	44	61.1	2	2.8	72
小型複合遊具	13	6.4	68	33.7	115	56.9	6	3.0	202
橋梁	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
建築物(100㎡以下)	4	7.4	31	57.4	17	31.5	2	3.7	54
建築物(300㎡以下)	1	6.7	10	66.7	4	26.7	0	0.0	15
建築物(500㎡以下)	0	0.0	3	100.0	0	0.0	0	0.0	3
合計	258	9.8	1,340	50.7	1,012	38.3	31	1.2	2,641

注) 調査時に撤去されていた施設等は除いています。

3-3 緊急度判定

(1) 緊急度判定の考え方

公園施設の緊急度判定は、健全度判定に基づく公園施設の補修又は更新の緊急度を設定するもので、下記の評価ランクを判定基準としています。

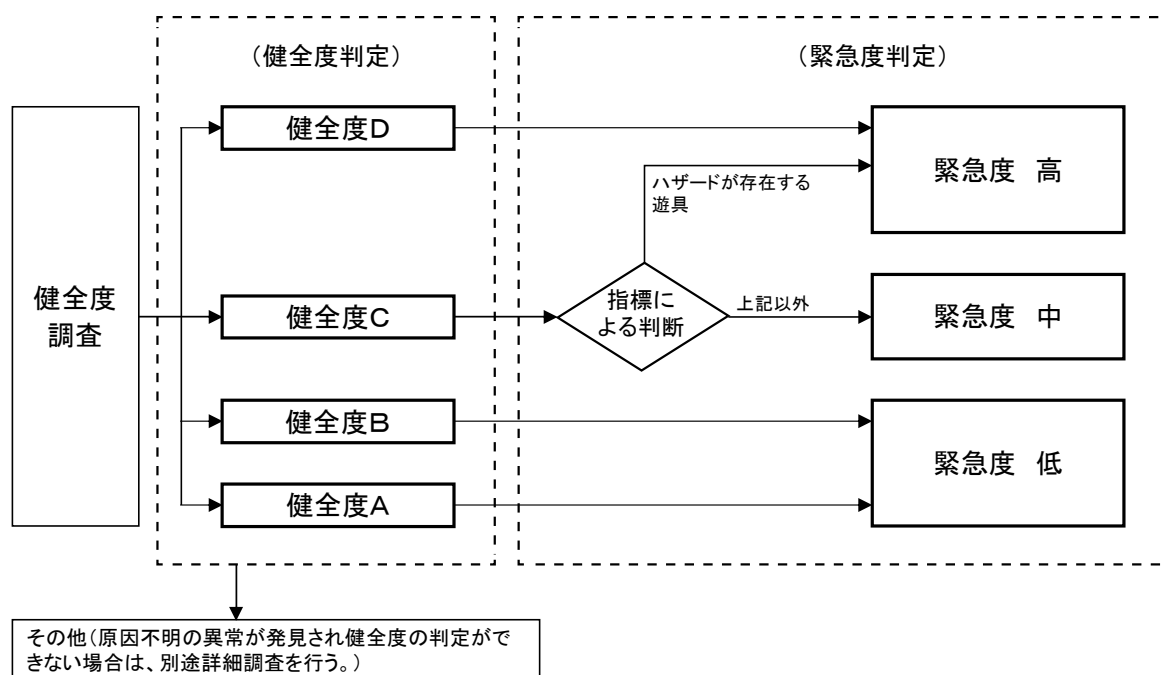


図3-3 緊急度判定フロー

表 3 - 7 緊急度判定の基準

緊急度	緊急度判定の基準
高	・ 健全度判定がDの施設 ・ 健全度判定がCの施設のうち、優先して補修、又は更新を行う施設
中	・ 健全度判定がCの施設のうち、優先して補修、又は更新を行わない施設
低	・ 健全度判定がA又はBの施設

- ・ 健全度Dの施設は、大きな破損があるなど劣化が顕著で危険性が高いと認められる施設であり、緊急度を「高」としています。
- ・ 健全度Cの施設は、劣化の進行だけでなく構造的な危険性（ハザード：子どもが首・手・足などを挟み込む危険性がある、安全基準に不適合な状態）も考慮する必要があることから、遊具のうちハザードがある施設は緊急度を「高」に、ハザードのない遊具やその他一般施設については緊急度を「中」としています。
- ・ 健全度A・Bの施設は、劣化が進んでいない施設であり、利用上の危険性も低いと判断されることから、緊急度を「低」としています。

(2) 緊急度判定結果

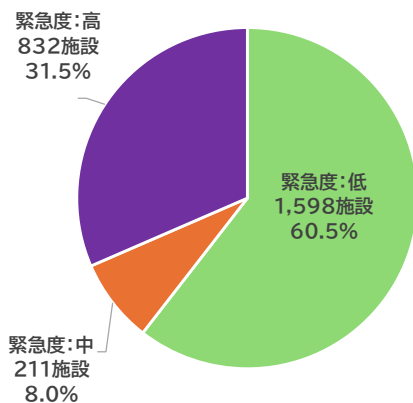
健全度調査結果に基づく緊急度判定別公園施設数と割合は、次のとおりです。

緊急度「低」が1,598施設（60.5%）、緊急度「中」が211施設（8.0%）、緊急度「高」が832施設（31.5%）です。

表 3 - 8 緊急度判定別の施設数と割合

施設区分	低		中		高		合計 施設数
	施設数	%	施設数	%	施設数	%	
一般施設C	168	71.2	66	28.0	2	0.8	236
遊具A	1,009	61.8	110	6.7	514	31.5	1,633
遊具B	264	62.1	7	1.6	154	36.2	425
遊具C	26	36.1	1	1.4	45	62.5	72
小型複合遊具	81	40.1	6	3.0	115	56.9	202
橋梁A	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
建築物(100㎡以下)	35	64.8	17	31.5	2	3.7	54
建築物(300㎡以下)	11	73.3	4	26.7	0	0.0	15
建築物(500㎡以下)	3	100.0	0	0.0	0	0.0	3
合計	1,598	60.5	211	8.0	832	31.5	2,641

注) 調査時に撤去されていた施設等は除いています。



4 公園施設長寿命化計画

4-1 計画の基本方針

(1) 日常的な維持保全に関する基本方針

- ・公園施設の日常的な維持保全については、その機能保全と安全性の確保を図ります。
- ・公園施設の定期的な点検調査を実施するとともに、点検調査で得られた情報に基づき、修繕を行います。
- ・点検チェックリストや維持保全マニュアルの整備・充実に努め、日常的な維持保全の効率化を図ります。
- ・異常が確認された場合には、速やかに施設の利用禁止などの措置を講じるとともに、修繕方法などを検討し、必要な対策を講じます。

(2) 公園施設長寿命化のための基本方針

- ・予防保全型管理施設については、緊急度判定「高」の施設を優先して補修又は更新を行います。特に、重大な事故につながるおそれが高い遊具等については、利用者の安全確保を最優先に対応します。
- ・事後保全型管理施設については、耐用年数が経過した場合であっても、日常点検、定期点検の実施等を通じて安全性が確認され、引き続き供用可能と判断される施設については、継続して供用するものとします。
- ・公園施設の長寿命化に向けて、遊具については毎年、遊具以外の予防保全型管理施設については5年に1回を目安に、表3-2で示した専門技術者による健全度調査を行い、劣化状況を把握します。また、循環設備、受変電設備などの設備施設については、各法令に定める定期点検を継続的に実施します。なお、健全度調査に当たっては、最新の基準等を使用することとします。
- ・公園施設で建築物や土木構造物の修繕・補修・更新を行う場合は、本市の他の長寿命化計画も参考に対策を検討します。

4-2 公園施設の長寿命化対策

(1) 耐用年数

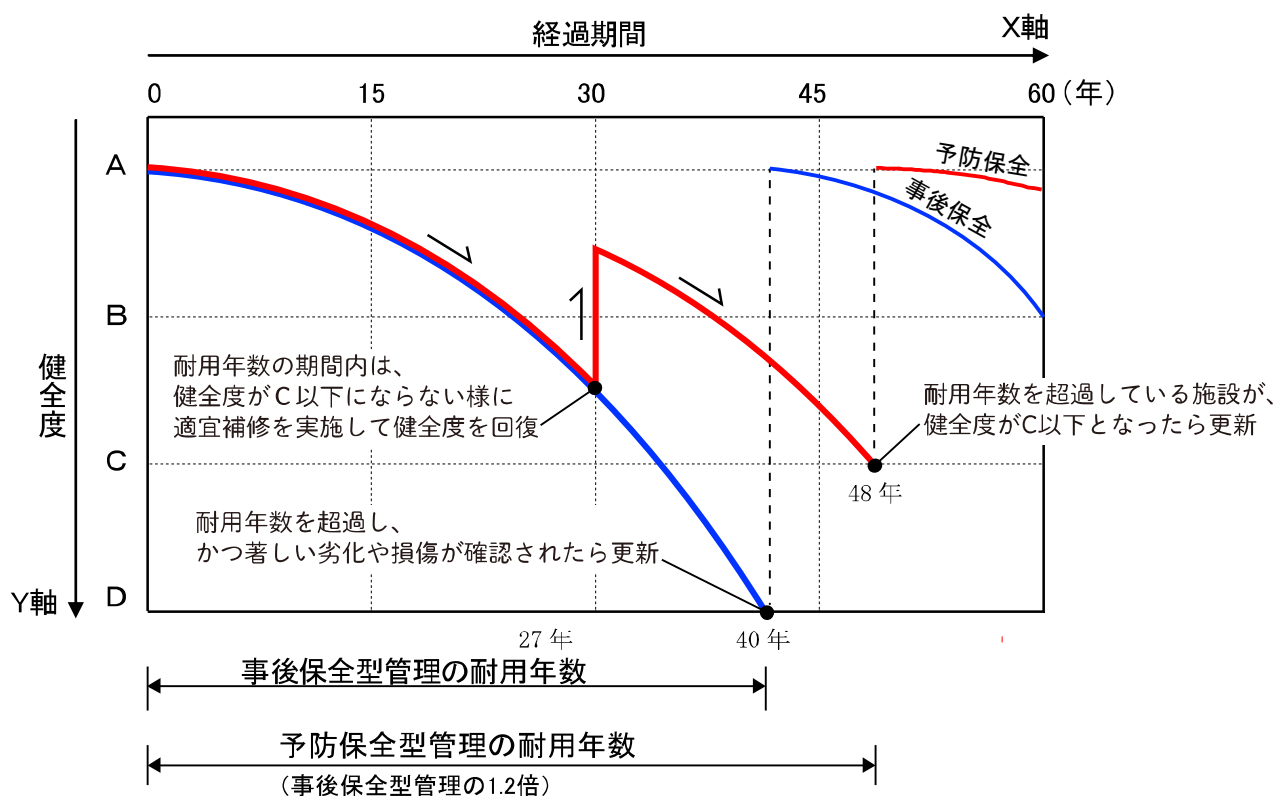
公園施設を設置してから安全に供用可能と想定される期間を耐用年数といい、この耐用年数は図4-1に示すとおり、予防保全型管理とした施設は長寿命化対策を行うことで、事後保全型管理とした場合に比べ、1.2倍の延命効果が期待できます。

本計画では、耐用年数を国の指針（案）で示された処分制限期間に基づく値として、各公園施設の部材や構造等に応じて設定しています。

この処分制限期間に基づく耐用年数の設定方法は、表4-1に示す係数を用いていますが、この係数をそのまま適用すると、表4-2に示すように、処分制限期間と耐用年数の大小の関係が逆になるケースが存在するため、耐用年数を補正し、表4-3に示す耐用年数を採用しています。

また、表4-4にこれに基づいて定めた耐用年数の例を示します。

なお、耐用年数を超過した場合でも、安全上供用に問題ないと判断される場合は、引き続き日常的な維持管理において注意しつつ、供用を続けます。



(公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】国土交通省 を参考に作成)

図4-1 耐用年数設定の考え方

表4-1 耐用年数の設定例

対象施設	事後保全型管理における耐用年数	予防保全型管理における耐用年数
処分制限期間が20年未満	処分制限期間の2.0倍	処分制限期間の2.4倍 (事後保全型の1.2倍)
処分制限期間が20年～40年未満	処分制限期間の1.5倍	処分制限期間の1.8倍 (事後保全型の1.2倍)
処分制限期間が40年以上	処分制限期間の1.0倍	処分制限期間の1.2倍 (事後保全型の1.2倍)

注) 予防保全型管理施設であっても、長寿命化対策をしない施設の耐用年数は、事後保全型管理施設の期間と同じになります。

(公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】国土交通省 より抜粋)

表4-2 処分制限期間と耐用年数の大小の関係が逆になるケース例

処分制限期間	耐用年数(補正前)		耐用年数(補正後 表4-3参照)	
	事後保全	予防保全	事後保全	予防保全
18年	$18 \times 2.0 = 36$ 年	$18 \times 2.4 = 43$ 年	30年	36年
∧	∨		∧	
22年	$22 \times 1.5 = 33$ 年	$22 \times 1.8 = 40$ 年	33年	40年

表４－３ 耐用年数の設定例（補正後）

処分制限期間	耐用年数		処分制限期間	耐用年数	
	事後保全型	予防保全型		事後保全型	予防保全型
7	14	17	34	40	48
8	16	19	35	40	48
9	18	22	36	40	48
10	20	24	37	40	48
11	22	26	38	40	48
12	24	29	39	40	48
13	26	31	40	40	48
14	28	34	41	41	49
15	30	36	42	42	50
16	30	36	43	43	52
17	30	36	44	44	53
18	30	36	45	45	54
19	30	36	46	46	55
20	30	36	47	47	56
21	32	38	48	48	58
22	33	40	49	49	59
23	35	42	50	50	60
24	36	43	51	51	61
25	38	46	52	52	62
26	39	47	53	53	64
27	40	48	54	54	65
28	40	48	55	55	66
29	40	48	56	56	67
30	40	48	57	57	68
31	40	48	58	58	70
32	40	48	59	59	71
33	40	48	60	60	72
34	40	48			

注）黄色の網掛けは、表４－１の設定では処分制限期間と耐用年数の大小が逆転する範囲（公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】国土交通省 より抜粋）

表４－４ 設定した耐用年数の例

施設名称	主要部材	処分制限期間	事後保全型管理の耐用年数	予防保全型管理の耐用年数	管理区分
ベンチ	木＋金属	7年	14年	—	事後保全型
ベンチ	樹脂＋金属	10	20	—	事後保全型
フェンス	金属	18	30	—	事後保全型
案内板	アルミ	24	36	—	事後保全型
園内灯	強化ガラス＋金属	18	30	—	事後保全型
車止め	ステンレス	39	40	—	事後保全型
ブランコ	金属	15	—	36年	予防保全型
すべり台	金属	15	—	36	予防保全型
休養所	金属＋コンクリート	27	—	48	予防保全型
便所	コンクリート	50	—	60	予防保全型
管理事務所	コンクリート	50	—	60	予防保全型

注）処分制限期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）の規定に基づく、「国土交通省所管補助金交付規則 別表第三」により設定しています。

(2) 長寿命化対策費の算出

公園施設の使用見込み期間内に発生する費用には、「点検保全費」、「健全度調査費」、「補修費」、「更新費（撤去更新費）」があり、その総額が施設の「ライフサイクルコスト」となります。

本計画では、これらの費用について次のように設定し、計上しています。

点検保全費	・公園施設の日常点検、簡易な修繕、消耗材の部品交換等に要する費用です。
健全度調査費	・予防保全型施設の健全度を把握するため定期的に実施する調査費用で、遊具は毎年、その他の施設は5年に1回の調査の実施を想定しています。 ・耐用年数を超過している建築物については、適宜健全度調査（詳細調査）を実施します。
補修費	・補修費には「再塗装費」、「部材交換費（破損部補修を含む。）」があります。 ・補修費は、施設の種類や劣化の状況、補修の内容によって施設ごとに異なるため、施設の設置費用の1割程度としています。
更新費	・更新費も補修費と同様で、施設や素材の違いなどにより費用が異なるため、施設メーカーのヒアリングなどから費用を設定しています。

(3) ライフサイクルコスト縮減の算出

ここでは、予防保全型管理とした公園施設の長寿命化対策による効果（ライフサイクルコストの縮減）の算出方法を示します。なお、国の指針（案）に基づき、遊戯施設と定期的な修繕・補修を行うことが前提である建築物等に関しては、長寿命化対策による効果の検討は行わないこととします。

また、公園施設の長寿命化対策による効果は、ライフサイクルコストの総額ではなく、ライフサイクルコストの総額を設置年から更新見込年までの使用見込み期間で割った単年度当たりのライフサイクルコストで検討を行います。

- ・長寿命化対策をしない場合の総費用は、使用見込み期間内の、

「点検保全費」＋「更新費」となります。

- ・長寿命化対策をした場合の総費用は、使用見込み期間内の、

「点検保全費」＋「健全度調査費」＋「補修費」＋「更新費」となります。

長寿命化対策費

・ 長寿命化対策をしない場合の単年度あたりのライフサイクルコストは、

「長寿命化対策をしない場合の総費用」
÷ 「長寿命化対策をしない場合の使用見込み期間」

です。

・ 長寿命化対策をした場合の単年度あたりのライフサイクルコストは、

「長寿命化対策をした場合の総費用」
÷ 「長寿命化対策をした場合の使用見込み期間」

です。

・ 単年度あたりのライフサイクルコストの縮減額は、

「長寿命化対策をしない場合の単年度あたりのライフサイクルコスト」
－ 「長寿命化対策をした場合の単年度あたりのライフサイクルコスト」

です。

（４）ライフサイクルコスト縮減の算出結果に基づく管理類型別施設数の設定

予備調査の段階で予防保全型管理施設に分類した 2, 648 施設のうち、遊戯施設や大規模建築物を除く 141 施設についてライフサイクルコスト縮減の算出を行いました。

算出の結果、小規模な日陰だな、シェルター、便所等の 39 施設については、長寿命化対策を実施した場合でもライフサイクルコストの縮減効果が見込まれませんでした。このため、国の指針（案）に基づき、これらの施設は事後保全型管理施設に再分類しました。

この結果、最終的に「予防保全型管理施設」が 2, 609 施設、「事後保全型管理施設」が 21, 842 施設となります。

また、図 4－2 に、「使用見込み期間」や「長寿命化対策費」に基づいて作成する、各計画対象施設の「ライフサイクルコスト算出根拠票」の例を示しています。

表 4－5 ライフサイクルコスト縮減の算出結果に基づく管理類型ごとの計画対象施設数

管理類型	予備調査で分類した施設数		縮減効果の 検討結果による施設数		最終の施設数
予防保全型管理施設	遊戯施設：	2, 507	あり	2, 507	2, 609
	上記以外：	141		102	
事後保全型管理施設	21, 803		なし	39	21, 842
				21, 803	
計	24, 451			24, 451	24, 451

公園施設ライフサイクルコスト算出根拠（一般施設）																
No.		2					設置年度					1970 年				
公園名		鹿沼公園(001)					経過年					55 年				
公園施設種類		管理					処分制限期間					50 年				
施設コード		001KAN0029					更新見込み年度					2060 年				
公園施設名		管理事務所					健全度・緊急度					B・低				
数量・面積		1棟					計画期間					10 年				
主要部材		簡易鉄骨造					概算費用(千円・10 年間)					18,668				
部位・素材別の 具体的 長寿命化対策		構造材(予防保全)					消耗材					予防保全 の交換サイクル		予防保全の 対策費 (千円/数量)		
全体												劣化予測に基づく		18,036		
長寿命化対策しない場合 (事後保全)		更新見込年度		2050 年			長寿命化対策した場合 (予防保全)					更新見込年度		2060 年		
長寿命化対策しない場合(事後保全)の概算費用														評価期間 費用計 (千円)		
年度 費用(千円)	1970～ 2025計	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2026 ～2035	2036～ 2060計			
維持保全		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20	30			
補修																
更新													207,412			
費用 計		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20	207,442			
長寿命化対策した場合(予防保全)の概算費用														計 (千円)		
維持保全																
健全度調査						316					316	632	1,580	2,212		
補修											18,036	18,036		18,036		
更新													207,412	207,412		
費用 計						316					18,352	18,668	208,992	227,660		

縮減効果	A 長寿命化対策しない場合 (事後保全)	B 長寿命化対策した場合 (予防保全)	縮減効果 A.⑤-B.⑤
① 使用見込み期間 (年)	80	90	
② 維持保全費・健全度調査費 (千円)	50	2,212	
③ 補修・更新費 (千円)	207,412	225,448	
④ ライフサイクルコスト ②+③ (千円)	207,462	227,660	
⑤ 単年度ライフサイクルコスト ④/① (千円/年)	2,593	2,530	63

(公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】国土交通省 より抜粋)

図4-2 ライフサイクルコストの算出根拠票の例

4-3 計画対象施設と想定事業費

本計画に係る計画期間（令和8年度～17年度）の計画対象施設と想定事業費は、表4-6に示すとおりです。なお、この表は10年間で対策を計画している施設数と金額になります。

表4-6 計画期間内の補修及び撤去更新の施設並びに想定事業費

管理類型	計画期間内に撤去更新 または補修する施設	撤去更新または 補修する施設数	想定事業費
予防保全型管理施設	緊急度判定「高」の施設	829 施設	748 百万円
	緊急度判定「中」の施設	210 施設	406 百万円
	緊急度判定「低」の施設	1,282 施設	697 百万円
事後保全型管理施設		2,951 施設	2,004 百万円
点検保全費及び健全度調査費			596 百万円
計		5,272 施設	4,451 百万円

注）想定事業費は、予想外の更新等が生じた場合においては、変更が生じます。

4-4 想定事業費の平準化と年次計画

表4-6で示した計画期間内の想定事業費44.5億円（4,451百万円）については、単一年度に費用が集中しないよう、公園施設長寿命化のための基本方針に沿って、表4-7に示すとおり公園施設の補修、又は更新年度を調整することにより、平準化を図っています。

表4-7 補修及び撤去更新費の平準化の考え方

（遊戯施設）

優先	条件	並び替え順
1	健全度判定	D→C→B→A
2	ハザード3の施設	
	① 経過年率（経過年数/耐用年数）	高→低
	② 設置年	古い→新しい
3	ハザード3以外の施設	
	① 経過年率（経過年数/耐用年数）	高→低
	② 設置年	古い→新しい

（遊戯施設以外の予防保全管理施設）

優先	条件	並び替え順
1	健全度判定	D→C→B→A
2	経過年率（経過年数/耐用年数）	高→低
3	設置年	古い→新しい

（事後保全型管理施設）

優先	条件	並び替え順
1	簡易判定	D→C→A・B
2	経過年率（経過年数/耐用年数）	高→低
3	設置年	古い→新しい

4-5 公園施設の長寿命化対策による効果

(1) 公園施設の安全性の確保と機能維持

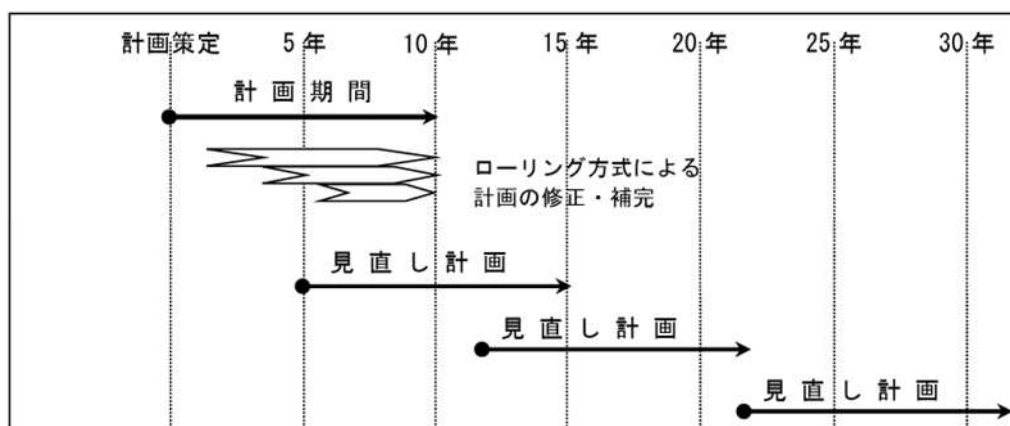
計画的な公園施設の補修・更新を行うことにより、公園施設を起因とした事故を未然に防ぐことにつながり、利用者の安全確保を図ることができます。また、安全で快適な利用を確保するという都市公園が持つ本来の機能を維持することができます。

(2) 計画期間におけるライフサイクルコストの縮減額

予防保全型管理施設について、4-2(3)、(4)による長寿命化対策による効果（ライフサイクルコストの縮減）の算出結果から、本計画での公園施設の長寿命化対策により、対象公園全体での単年度当たりのライフサイクルコスト縮減額は、遊戯施設等を除く予防保全型管理施設102基分の合計で、年間約761万円（計画期間の10年間で約7,614万円）と見込まれます。

4-6 公園施設長寿命化計画の見直しについて

公園施設の長寿命化計画については、策定から5年を経過した令和12年度に予防保全型管理施設について健全度調査を実施し、その結果を反映させた計画の見直しを実施します。また、長寿命化対策の実施内容は、実際に行った維持管理の内容を踏まえて、毎年適宜修正・補完しながら用いていくローリング方式とします。



（公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】国土交通省 より抜粋）

図4-3 計画期間とローリング方式による計画の修正・補完のイメージ

4-7 公園施設の再編や新技術の活用による維持管理費の縮減効果

(1) 公園施設の集約再編

公園施設の集約再編としては、公園本体の集約再編と同様に、大きく「機能再編」と「立地（数量）再編」の2とおりの考え方があります。

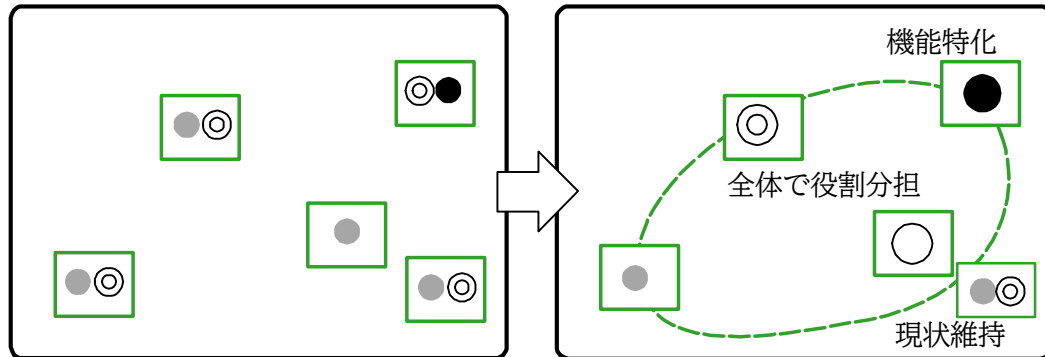
機能再編は、対象公園の利用者のニーズ変化に伴い、既存の施設から種類や機能を適切に変更します。

立地（数量）再編は、利用者のニーズだけでなく、実際の利用状況や設置基準等も考慮して施設の数自体を変更します。

今後の少子高齢化社会の進行などの社会情勢の変化に伴う、公園機能や公園施設に対するニーズの変化にあわせて、公園施設の集約再編についても検討を行っていきます。

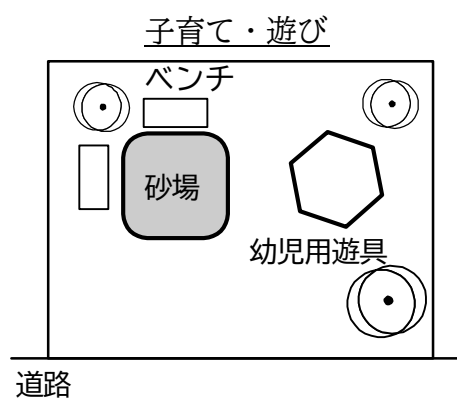
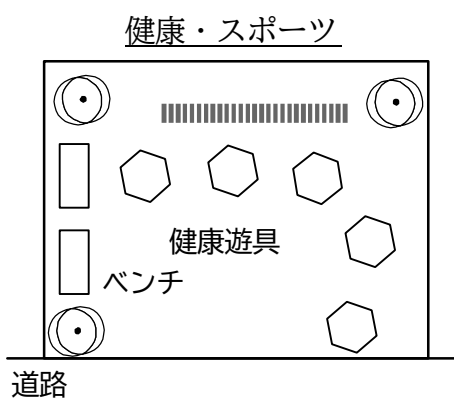
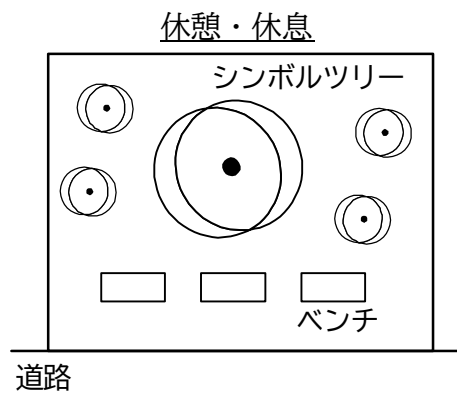
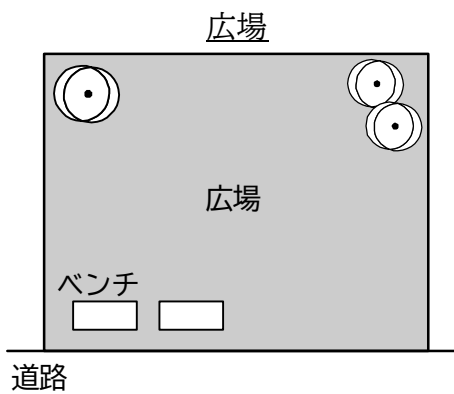
公園の機能分担のイメージ

広場機能に特化した公園づくりのため遊具を撤去する等、テーマを設けて機能を特化し、機能分担及び特色ある公園づくりを行います。



● 広場 ● 休憩・休息 ○ 健康・スポーツ ◎ 子育て・遊び

地域全体での機能分担のイメージ



機能分担した公園のイメージ

(相模原市パークマネジメントプラン より抜粋)

図4-4 公園施設の集約・再編のイメージ

(2) 新技術等活用の概略方針

本市の管理公園等は624公園、施設数も20,000施設を超えており、公園施設の増加や老朽化に伴い日常管理における作業の増加や点検の複雑化により、それらの費用増加が公園の維持管理における問題となっています。

このため、公園の維持管理の省力化や費用削減について、AIやドローンといった新技術の活用による費用削減効果を表4-8に示すとおり検討しました。

AIの活用は、現在目視点検が基本の日常点検や健全度調査において、画像解析による点検精度の向上や、監視カメラの映像による公園施設や利用者の異常事態の早期発見等に期待ができますが、監視カメラ映像を利用する際のプライバシーの問題もあるため、活用するには慎重に検討を行います。

ドローンの活用は、目視では確認しづらい建物等の上層部位に対して、足場仮設を行わず近接目視に近い精度で点検できるため、足場仮設にかかる費用や工期の削減が期待でき、ドローンと赤外線カメラを併用した外壁調査が有効と考えられます。

表4-8 公園の維持管理に利用できると考えられる新技術等

区 分	項 目	概 要 と 課 題
AI 技術の利用	点検結果の判定 公園施設の利用状況監視	・AI（ディープラーニング）による画像解析を併用することで、点検実施者による主観的な判断の揺らぎの解消や、点検精度の向上が期待できます。 ・監視カメラと組み合わせることで、リアルタイムでの状態監視を行い、公園利用状況の把握や、公園施設の破損や不適切な利用方法を検知したり、重大な事故発生の防止や早期発見にも利用が期待できます。 ・AIの学習が必要な場合など、点検内容によっては非常に高額になります。 ・カメラによる状態監視は、公園利用者へのプライバシー配慮が必要です。
赤外線カメラの利用	建築物の外壁診断	・建築物の壁面調査では、通常この様なタイルの劣化状況（主に浮き）を詳細に調べるには、外壁全面に足場を仮設し打診を行う必要があるため、この足場仮設の費用や工期が非常に大きな負担となっています。 ・タイルが浮いている箇所は、太陽光で暖められた場合に温度が高くなるという特徴を利用して、赤外線カメラ（サーモグラフィ）で壁面を撮影し、浮きの有無や範囲を確認する事ができます。 ・浮きの有無の確認やその範囲を限定することで、詳細な調査の実施数量・費用を抑えることが可能と考えられます。 ・浮しろが僅かな場合や、北面の壁など太陽光が当たらない場所など診断が難しい場合もあります。
ドローンの利用	建築物、照明灯、橋梁等の点検	・公園調査では足場等を用いない目視点検が基本なため、高層建築物や照明灯などの高所の劣化や、橋梁の桁部分などは詳細な点検実施が困難な場合があります。 ・ドローンと高解像度カメラを用いることで、近接目視点検に近い精度での点検が可能になるため、足場架設等の追加費用の発生を抑えつつ、より詳細な点検が可能と考えられます。 ・外壁診断でも、ドローンに赤外線カメラを搭載することで、高層部位や地上からは撮影が難しい箇所でも柔軟に対応が可能となっています。 ・ドローン操縦者が限られるので、点検対象によっては費用が割高になる場合があります。

5 用語の解説

用 語	内 容
国の指針（案）	「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】（令和7年3月 国土交通省都市局 公園緑地・景観課）」のこと。公園施設の長寿命化計画に関する基本的な考え方の整理や用語の統一を行うと共に、計画策定の手順及び内容を具体的に示すことにより、地方公共団体等による都市公園の計画的な維持管理の取組みを支援するための指針。
処分制限期間	補助事業などにより取得し、効用の増加した財産について、承認を受けないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない期間のことをいう。公園施設の処分制限期間は、国土交通省所管補助金等交付規則の別表第3に定められている。
耐用年数	公園施設の素材や構造等に応じて、その施設を設置してから安全に供用できると想定される期間で、本計画では処分制限期間に基づき設定された年数を言う。
更新見込み年度	公園施設の長寿命化対策の検討において、耐用年数や健全度から判断して、将来的にその施設を撤去・更新することが見込まれる年度をいう。
使用見込み期間	公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、設置年を基準として更新見込み年度までの、計画上当該施設の使用が見込まれる期間をいう。
維持保全	公園施設の日常的な維持管理として行う、清掃、保守、修繕をいう。
点検保全費	維持保全、日常点検、定期点検を行うために必要となる費用をいう。
修繕	公園施設の維持保全のうち、部分的な修復や消耗材の部品交換などを指す。
補修	予防保全管理において、施設の寿命を延ばすことを目的に行う、大幅な修理や交換を指す。
更新	公園施設を取り換えることや新しく作り直すことをいう。
長寿命化対策	予防保全型管理において、公園施設の使用見込み期間の延伸及びライフサイクルコストの縮減に寄与する、定期的な健全度調査や補修を指す。
ライフサイクルコスト	公園施設の使用見込み期間中に生ずる費用のうち「毎年の点検保全費」、予防保全型管理において施設の寿命を延ばすことを目的に実施する「定期的な実施する健全度調査費用」、「補修に関する費用」、「撤去・更新に関する費用」の4項目の合計を指す。
健全度判定	調査で得られた情報を基に公園施設ごとの劣化や損傷の状況、安全性などを確認し、公園施設の補修、又は撤去・更新の必要性について総合的な評価と判定を行うことをいう。
緊急度判定	健全度判定に基づき、公園施設の補修・更新に対する緊急性を（高・中・低）の3段階で評価することをいう。
ハザード	国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準拠して策定された「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024(社)日本公園施設業協会」の基準に基づく基準点検の結果、安全領域や遊具の開口部の寸法・形状が基準に適合せず、それが原因で遊具の使用時に重大な事故を起こす可能性がある状態を言い、ハザードレベルは問題なしの0を含めた4段階（0～3）で評価される。
安全領域	安全領域とは、遊具の安全な利用行動に必要とされる空間で、子どもが遊具から落下したり、飛び出したりした場合に到達すると想定される範囲のこと。この範囲には重大事故に結びつくような植栽や照明灯などの障害物や、石やガラスなどの異物、凹凸や固い設置面があってはならない。
開口寸法	子どもの体形は胴体より頭部の方が大きいため、胴体が入って頭部が抜けな

用 語	内 容
	い状況が一番危険な状態となる。このため、遊具の開口部（遊具に設置された手すりや柵だけでなく、全ての隙間）は胴体が入らない構造とするか、胴体が入る場合は頭部が通り抜ける構造としなければならない。
目視	公園施設を直接肉眼で観察し、劣化や損傷の有無を診断することをいう。建築物や橋梁等では、足場を組んで対象物に近づいて診断することがあるが、公園調査では基本通常の公園利用状況と同じ状態で行う。
触診	構造物やボルト等の部分を手で触り、劣化や損傷、緩み等の異常の有無を診断することをいう。
打診（打音）	目視調査では判別できない、内部鉄筋の発錆によるコンクリートの浮き上がりや、建築構造物のタイル等の浮き上がりなどをテストハンマーで叩くことにより、内部の状況を診断することをいう。
動揺	施設を手で揺することで、支柱や接合部の緩み、部材の劣化による剛性不足や異音の発生により診断することをいう。



潤水都市 さがみはら

相模原市公園施設長寿命化計画

平成 28 年 3 月 策定
令和 8 年 3 月 改定

相模原市環境経済局環境部
公園課

相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号
電話 042-754-1111（代）